

第 5691 号	 READAS リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
発行所	三輪厚二税理士事務所／相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二） 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.souzokuzouyo.com	(2017年)平成29年 4月13日 木曜日

♦ 行方不明者がいる場合の遺産分割

Q：兄弟のうち1人が行方不明ですが、このような場合に相続が起こった場合は、どのように分割するのですか？

A：家庭裁判所に財産管理人を選任してもらい分割協議をします。

【解説】

遺産分割協議は、相続人全員で行わなければ成立しませんので、相続人のうち誰かが行方不明だというときは、遺産分割ができなくなってしまいます。

このような場合、民法では、失踪宣言という制度があり、7年以上生死が不明なときは、配偶者、相続人などの利害関係者において家庭裁判所に失踪宣言の申し立てができるとなっています。そして、失踪宣言が認められると、その人は死んだものとみなされますので、この場合には、残された相続人でもって遺産分割協議をすることになります。

ただし、この場合、失踪した相続人に子がいるときは、子が代襲相続人として遺産分割協議に参加することとなります。

しかし、この方法ですと、遺産分割が確定するまでに長期間かかってしまいますことから、これに代わり、家庭裁判所に財産管理人を選任してもらい、その選任された財産管理人に遺産分割協議に参加してもらい、遺産分割を確定させる方法も認められています。

ただし、この場合には、家庭裁判所の許可が必要です。

